

情報セキュリティ基本方針



制定 2005年 3月 26日
 改定 2012年 4月 17日
 株式会社アールワークス
 マネージドサービスセンター
 専務取締役 国分 修平

はじめに

株式会社アールワーク・インターネットデータセンター（以下、当社と呼称）が、提供するサービス（設備、監視、保守、運用支援など）において、お客様及び当社の情報資産を技術的、物理的、人的な脅威から保護し、セキュリティ事故を未然に防止し、情報資産の「機密性」、「完全性」、「可用性」を維持することで、お客様により信頼性の高い、安全で安心なサービスを提供することは、経営上の重要な要素であり、社会的責務でもある。

そこで、当社の情報セキュリティマネジメントシステムの基本方針を以下に定める。

適用範囲

1. 当社が管理する全ての情報資産。ただし、お客様の情報資産については、契約上当社に管理運用が委託されている範囲とする。
2. 情報資産は、情報システム内に存在する電子的情報、文書、磁気媒体、端末画面、電話・FAX等すべての形態を含む。
3. 当社に勤務するすべての従業員（常駐ビジネスパートナーを含む）、経営陣（役員、監査役）にも適用する。

基本方針

1. 権限付与の原則：情報資産に対する権限を与える際、業務上必要な者のみに必要な権限のみを与える。
2. 情報資産の管理：部門の情報資産を法令、契約及び当社の定める情報セキュリティに関連する規程に従い管理する。
3. 情報資産の分類と対策の選択：情報資産を、その重要性に応じて適切に分類及び管理する。
4. 監視：情報資産が適切に管理されていることを、継続的に監視する。
5. セキュリティ事故の対応：情報セキュリティ事故が発生した場合、速やかな報告と原因分析、再発防止策を講じるものとする。
6. 事業継続管理：災害、故障等による事業の中断を最小限に抑え、事業の継続性を確保する。
7. 教育：経営陣、従業員は、職務に応じて必要な情報セキュリティ教育を定期的受講する。
8. 各種規程類・ルールの遵守：当社の経営陣、従業員は、情報セキュリティに関する規程類・ルールを遵守する。
9. 法的及び契約上の要求事項への準拠：経営陣、従業員は、情報セキュリティに関する制定法、契約等の要求事項を遵守する。
10. 経営資源の提供：経営陣は、ISMS運用の維持改善に経営資源（人材・資金・資産など）を提供し、経営戦略とISMSの適合性/有効性を評価する。
11. 内部監査の実施：経営陣は、適切な内部監査人を確実に配分し、定期的な内部監査報告を受けて、改善要求を指示する。

以上